

◆認定職業訓練とは◆

職業能力開発促進法では、事業主がその雇用する労働者に対して職業能力の開発、資質の向上を図るため、必要に応じた職業訓練の実施に努めることが定められています。

職業訓練のうち、法律で定める訓練基準に従って行うものは都道府県知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練といいます。

◆認定高等職業訓練校とは◆

企業や事業所の従業員の教育のために都道府県知事の認定を受け、企業が単独または共同で設置した教育訓練施設です。岩手中央高等職業訓練校は、岩手県知事より認定を受け、企業や事業所の従業員のための能力開発、技能向上の訓練を行うための教育訓練施設です。当校は、新入社員や転職等をしてきた社員に対して、それぞれの職業に必要とされる基礎的な知識・技能を習得するための訓練を行っております。

◆認定職業訓練のメリット◆

1. 仕事に必要な専門的知識や技能を習得することができます。
2. 訓練生を派遣している企業に対して公的助成制度があります。
 - ・ **人材開発支援助成金**
労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する事業主に対して、助成する制度です。
※給付を受けるためにはいくつかの条件がありますので、詳しくはお問合わせ下さい。
3. 修了者に対して、訓練を受けた職種に係る資格等の取得の際に有利な取り扱いがあります。
 - ・ 技能士補の称号を取得（修了年に実施される技能照査に合格することが条件です）
 - ・ 2級技能検定の学科試験免除
（修了年に実施される技能照査に合格することが条件です）
 - ・ 技能検定の受験資格の経験年数短縮 ほか
4. 訓練で習得した技能・技術を職場ですぐに実践することができます。

◆認定職業訓練の種類◆

1. 普通職業訓練 普通課程

期 間：1年以上3年以内

対 象 者：中学校以上を卒業して新たに職についた方

訓練内容：基礎から応用までの知識・技能について体系的なカリキュラムで実施し、技能者を養成する訓練です

訓練時間：1年間（4月～3月）で約1,400時間

・集合訓練（訓練校にて訓練）

1日8時間（8:30～17:00）週1～2日、年間52日間

・分散訓練（各事業所にて訓練）

通常の業務を通し、各事業所の職業訓練指導員のもとで指導を受けます。

年間123.5日 988時間

入校条件：訓練を受けようとする職種の指導員免許を所持するものが在籍する当協会会員事業所に就職し、事業所から派遣される形で訓練を受けることになります。

授 業 料：1名につき年間100,000円（令和3年度実績）全額雇用主負担

申込方法：3月中旬までに当校所定の用紙にてお申込下さい。

訓練職種：

金属加工系塑性加工科【板金科】（訓練期間2年）

建築板金機械および器工具の取扱い、材料の切断、折り曲げ、ひずみ取り、接合はんだ付けおよび仕上げと組立て作業、一般建築物等の屋根、雨どい、フード、ダクト等の施工ができるとともに、職業訓練指導員の指示のもとで、建築板金作業時における諸問題にも対処できる技能の習得を目指します。



建築施工系木造建築科【建築科】（訓練期間3年）

木造建築用器工具および機械の取扱い、継ぎ手、仕口等の加工ができるとともに、職業訓練指導員の指示のもとで、小規模一般木造建築物の施工ができる技能・知識の習得を目指します。



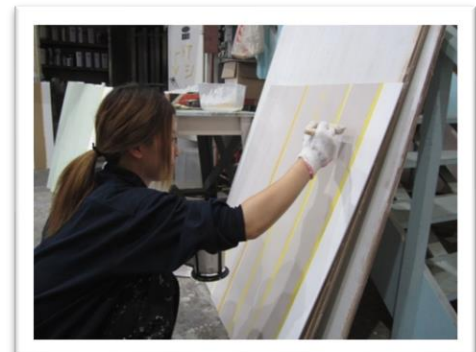
建築仕上げ系左官・タイル施工科（訓練期間2年）

左官用機械、タイル施工用機械および器工具の取扱い、土壁、セメントモルタル壁、せっこうプラスター壁、しっくい仕上げ、ドロマイトプラスター仕上げ等の施工、小規模住宅の内外装タイルの施工ができるとともに、職業訓練指導員の指示のもとで、住宅内外装一般の下地に段取りを行い、左官やタイル張り施工ができる技能・知識の習得を目指します。



塗装系建築塗装科【塗装科】（訓練期間2年）

塗装用機械および器工具の取扱い、金属製品、木工製品の素地ごしらえから上塗りまでの一般塗装の一貫した作業ができるとともに、職業訓練指導員の指示のもとで、塗装作業における諸問題に対処できる技能・知識の習得を目指します。



建築内装系畳科【畳科】（訓練期間2年）

畳工作用の大道具および小道具の取扱い、中等程度の新畳の製作、畳の表替えおよび裏返しができるとともに、職業訓練指導員の指導のもとで、一般住宅の適寸割り出し、敷き込み等ができる技能・知識の習得を目指します。

建築施工系鉄筋コンクリート科【型枠科】（訓練期間2年）

各種器工具および機械の取扱い、型枠の作り方ならびに鉄筋、鉄骨の建築全般の施工ができるとともに、職業訓練指導員の指導のもとで、建築施工ができる技能・知識の習得を目指します。

建築施工系建築設計科【建築製図科】（訓練期間1年）高卒以上対象

各種建築物の構造および仕様等に対する理解ができるとともに、職業訓練指導員の指導のもとで、一般建築の設計製図ならびに2級建築士の資格取得レベルの技能・知識の習得を目指します。

建築仕上げ系ブロック施工科【ブロック建築科】（訓練期間2年）

補強コンクリートブロック造りの施工用機械および器工具の取扱い、与えられた図面により鉄筋の工作加工と組み立て、基礎造り、ブロックの割り付け、ブロック組積等の施工ができるとともに、職業訓練指導員の指示のもとで、ブロック造りの施工ができる技能・知識の習得を目指します。

2. 普通職業訓練 短期課程

期 間：2日以上6ヶ月以内

対 象：各企業、事業所で働いている方

訓練内容：職業人として活躍している方を対象として、時代に即応できる高度な知識・技能を習得する訓練や、各種資格取得のための訓練です。

訓練時間：1日6～8時間

入校条件：原則、当協会会員事業所に勤めていて、技能向上に対する意欲がある方

受講料：6,000円～30,000円

申込方法：当校所定の用紙にて、それぞれの訓練が始まる1週間前までにお申込下さい。なお、人数が集まらない場合は延期または中止となることがございます。

訓練職種：建築科、左官科、ブロック建築科、タイル施工科、塗装科、事務科、OA通信科

※詳しくは当協会までお問い合わせ下さい。